

周南市監査委員 中村 研 二
周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

熊毛総合支所

地域政策課、市民福祉課 産業土木課

教育委員会事務局熊毛総合出張所

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年10月16日から令和2年12月15日まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

熊毛総合支所

地域政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料の徴収事務委託について、会計事務規則に基づいた手続きがされていないものがあつた。
	措置状況	今後は会計事務規則に基づいた適正な手続きを行います。
イ	指摘事項	使用料について、会計事務規則に基づく収納事務が滞っていたものがあつた。
	措置状況	滞っていた収納事務について適正に執行しました。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に契約が締結されているものがあった。
	措置状況	今後は年度開始後に締結いたします。

市民福祉課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	切手の管理について、受払簿と一致していないものがあった。
	措置状況	誤りのあった受払簿について、訂正しました。

産業土木課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	有料公園の管理業務について、会計事務規則に基づく収納業務が実施されていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な収納事務を徹底します。

教育委員会事務局熊毛総合出張所

(1) 支出事務

ア	指摘事項	補助金について、補助金等交付規則に基づく交付事務が行われていないものがあった
	措置状況	適正な交付事務を実施しました。

